

福島県自殺対策緊急強化事業民間団体補助金交付実施要領

1 概要

この要領は、福島県自殺対策緊急強化事業民間団体補助金交付要綱（以下「交付要綱」）第2条第2号に定める民間団体に対し、補助を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 事業計画書の提出

民間団体が、交付要綱で定める事業を実施し、補助金の交付を希望する場合は、事業計画を知事が定める日までに提出するものとする。

3 事業計画の提出書類

- (1) 団体概要（別紙）
- (2) 補助金所要額調書（別紙1）
- (3) 事業計画書（別紙2）
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 選定方法

提出のあった事業については、福島県保健福祉部障がい福祉課内に設置する選考委員会において審査を行い、事業を選定する。

5 交付申請

事業決定を受理した団体は、交付要綱第5条に定める交付申請書を県に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成22年6月18日から施行する。